

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の下での刑事裁判手続について

平成16.4.2 警察庁丁刑企発第115号、丁生企発第174号丁捜一発第29号、丁交企発第69号、丁備企発第30号、警察庁刑事局刑事企画課長、警察庁生活安全局生活安全企画課長、警察庁刑事局捜査第一課長、警察庁交通局交通企画課長、警察庁警備局警備企画課長から各管区警察局長、警視庁(交通・警備・地域・公安・刑事・生活安全・組織犯罪対策)部長、各道府県(方面)警察本部長あて

(概要)

平成16年4月2日の日米合同委員会において、日米間の捜査協力の強化及び平成7年10月25日の刑事裁判手続に関する日米合同委員会合意の円滑な運用の促進のための措置に関して、新たに合意がなされた。

本通達は、当該合意の実施に当たっての当面の留意事項を示したものである。

主な内容の概要は、

合衆国軍司令部の代表者が取調べに同席することが認められる条件

警察庁への報告

等である。